

「新たな評価」を通じた質保証システムの担保について

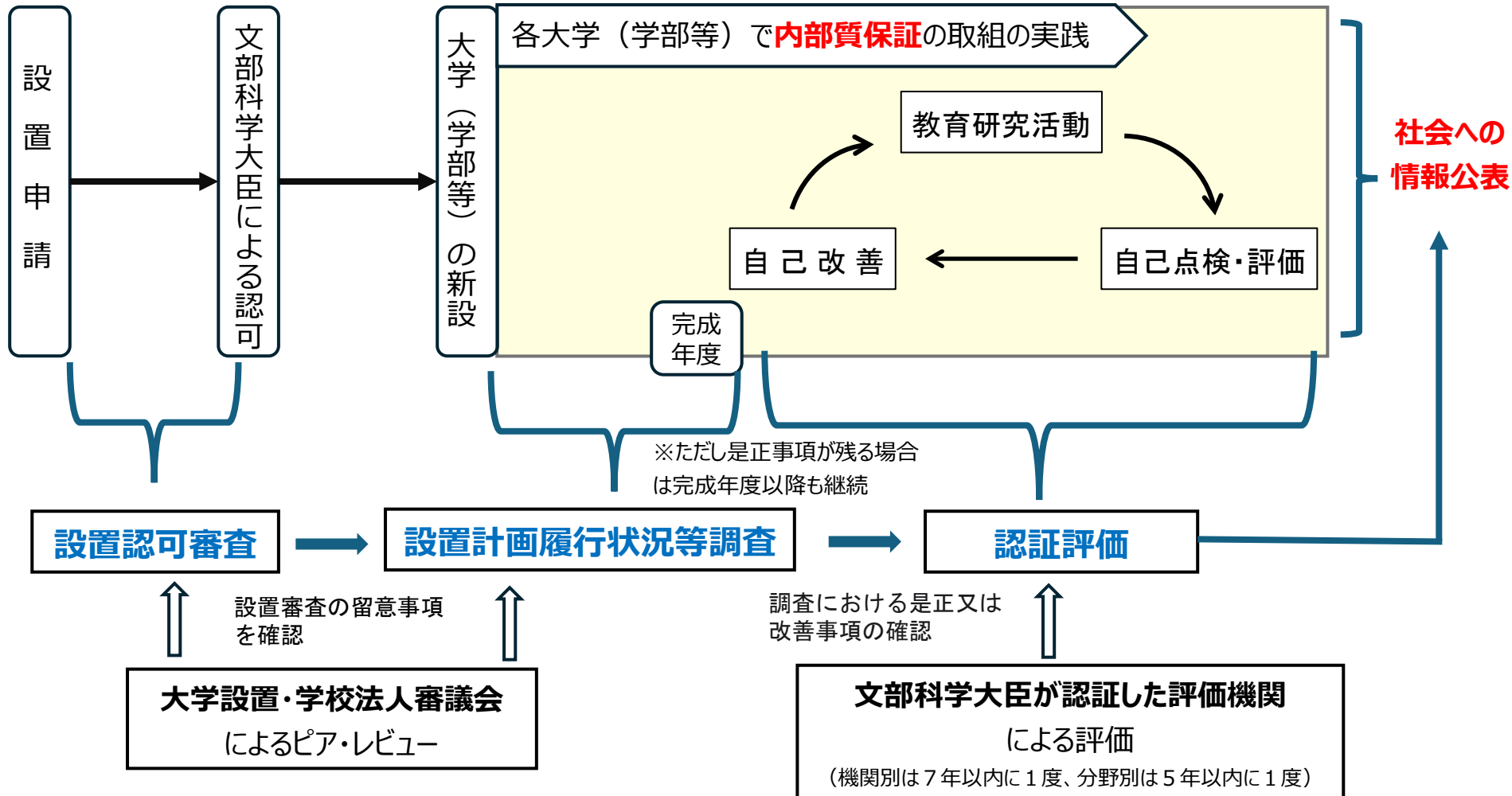
第10回 質向上・質保証システム部会での主な意見

- 再評価を何回受けられるのか、報告・資料提出は具体的にどのようなものなのかなどプロセスをシンプルかつはっきりとさせてほしい。
- 「新たな評価」は、設置認可審査に比べて簡素なものになっている。そのため、例えば、2年以内に再受審して適合が得られない場合は再度設置審査と同等の審査を行い深い視点で質保証を確認するといった役割分担はどうか。そうすれば、いつまでも再評価を受け続け、改善が見られない状況は避けられるのではないか。
- 定性的な判断を含む法令違反の有無を文部科学省においてどのように判断し、判断の結果、学校教育法第15条に対応を行うものとそうでないものをどのように仕分けするのか。
- 質保証システム全体として見た際に、入口である設置認可審査を経て認可された大学が事後チェックである第三者評価で「要是正」状態となった場合には、文部科学省において再度設置審査認可審査と同等の審査を行うなど、循環するかたちがあってもよいのではないか。
- 認証評価と設置認可は切り離せない関係にあり、一体として考えていく必要があるのではないか。例えば、設置認可審査における学生確保の見通しに関するエビデンスについてより厳しく精査するなど、入口段階の質保証の在り方も考えていく必要がある。
- 「新たな評価」は設置認可審査時の審査に比べると簡素なものであり、第三者評価を通じてアラートに近いものが出るイメージをもっている。それに対して、例えば設置認可審査時と同等の審査を行っていくなど国としてより詳細の確認をしていく必要があるのではないか。

現在の高等教育の質保証システム

我が国の質保証に係る制度は、大学設置・学校法人審議会の審査を経た設置認可を皮切りに、設置計画計画履行状況等調査、文部科学大臣が認証した評価機関による評価を通じて質保証を図っている。

設置後は、大学（学部等）自身も内部質保証の取組を行うとともに、社会への教育研究活動等に関する情報公表を行いアカウンタビリティを果たしている。



※教育課程、教員数・教員資格、校地・校舎面積などの大学設置基準等に規定した水準を満たしているかを担保

※法令違反が認められる場合には、勧告、変更命令及び廃止命令により是正

評価を通じた高等教育の質保証システムを担保するために講じたこれまでの対応

■2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)(平成30年11月 中央教育審議会)【抄】

教育の質保証システムの確立

(中略)

- 設置計画履行状況等調査及び認証評価については、教育の実質的な改善を促すために、設置計画履行状況等調査における指摘事項及びその後の改善に向けた対応状況や認証評価の結果を踏まえ文部科学大臣が認めた大学における法令違反について、資源配分への反映や学校教育法第15条に基づく改善勧告、変更命令等の段階的措置を行うことを検討する。
- 加えて、認証評価については、現在法科大学院の認証評価のみが対象となっている大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うことを認証評価機関に義務付けた上で、適合しているとの認定を受けられなかった大学については、教育研究活動の状況について文部科学大臣へ報告又は資料を提出することを求めることとする。

学校教育法改正(令和2年4月1日施行)

- 認証評価機関は、大学等の教育研究等の状況が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うものとする
(学校教育法第109条第5項)
- 大学等は、適合している旨の認定を受けるよう大学等における教育研究水準の向上に努めることとする
(学校教育法第109条第6項)
- 文部科学大臣は、適合している旨の認定を受けなかった大学等に対して、報告又は資料の提出を求めるものとする
(学校教育法第109条第7項)

(参考) 平成31年4月3日文部科学委員会 政府参考人答弁

認証評価につきましては、その結果について行政処分又は直接的な資源配分に結びつける仕組みとはなっていない。それは、認証評価というのは、文部科学省令に規定している大枠を踏まえた上で各認証評価機関が独自に定める評価基準で行っておりますので、その認証評価の結果を国立大学運営費交付金や私学助成の配分に直接活用することは困難であるということでございます。

現在の機関別認証評価の受審結果の状況

- 第3サイクルで不適合を受けた大学は16校（令和2年学校教育法改正後に不適合を受けた大学は15校）うち再（追）評価を受審し適合の評価を受けたのは4校である。
- 不適合が継続している大学に対しては、高等教育の質保証を徹底するため、速やかに指摘事項の改善を行い、再（追）評価を受審し、適合を受けるようことを促すために、これまで以上に厳格な措置を図ることが必要。
- さらに、改善を促しても改善をしない大学（併せて法令に違反している大学）に対しては、対応手順のフローを明確にし、厳格に対処していくことにより、高等教育の質保証の実効性を確保する必要がある。

機関別認証評価実施数（大学・短期大学・高等専門学校）

実施年度		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	合計
実施数（※1）		34	83	136	205	177	232	270	57	97	150	220	210	228	204	56	106	152	227	213	200	189	74	3,520
評価結果	適 合	32	83	135	200	167	224	242	54	93	145	217	200	219	194	53	105	150	224	212	196	184	71	3,400
	保 留	2	0	1	5	10	8	25	3	2	2	1	9	6	5	3	0	0	0	0	0	0	0	82
	不適合	0	0	0	0	0	0	3	0	1	3	2	1	3	5	0	1	2	3	1	4	5	3	37
再（追）評価 （※2）	適 合	0	0	0	1	0	1	8	11	6	10	4	4	4	5	6	4	9	1	1	0	0	3	78
	不適合	0	0	0	1	1	0	0	0	2	4	0	0	0	0	1	3	1	1	0	0	0	0	14

（※1）H24年度において、認証評価結果の取消があることから、実施校数と評価結果の合計数が異なる。

（※2）再（追）評価については、過年度に保留又は不適合の評価結果を受けた大学その他改善が必要とされる事項を指摘された大学のうち、再度の評価を希望する大学が受審している。

(2) 評価結果の活用の在り方

<具体的な対応方策>

資源配分への活用の検討

「要是正」機関への私学助成の減額・不交付等の資源配分への反映

○ 現在の認証評価においては、大学教育再生戦略推進費のような高等教育機関の優れた取組を重点的に支援する補助金の基礎的要件として高等教育機関の教育研究活動の質が担保されているべきという考え方の下、「不適合」の判定を受けていないことを事業の申請要件とするなどの政策面で活用しているところである。前述のとおり、**「新たな評価」の実施に当たっては、質保証の視点から基準・項目の共通化を図り、質向上の視点については評価の観点等を調整することで、評価結果を資源配分等の政策に活用することも文部科学省は検討し、各高等教育機関の改善努力を後押しするようにすべきである。**

(中略)

○ 「質保証の視点」で示した評価基準・項目は法令等で求められる水準を基にしていることから、学部等の評価において（「質保証の視点」で示した基準・項目を満たさない場合は「要是正」として判断することになるが、「要是正」学部等の場合、法令で求められる水準に達していないおそれがあることから、確実な改善が行われるよう、文部科学省は、ペナルティを含めたその後の対応を検討することが必要である。

現在の認証評価において、「不適合」の判定を受けた高等教育機関は適合認定を受けるべく、再度評価を受審することができるが、「新たな評価」においても、前述したように「要是正」機関は可及的速やかに自律的な改善を図った上で再度評価を受審することが求められる。「要是正」機関については、高等教育機関は法令等で求められる教育活動の水準に達していないことから、**学位授与機関の正当性としての疑義があることを意味し、文部科学省は当該機関に学部の新設等は認めない制度的措置を講じるべきである。**

改善が図られるまでの申請処分
の資格停止・保留

さらに、**文部科学省は「要是正」機関から改善状況を聴取し、当該機関が実効性ある改善を行うよう担保するためにも、改善の取組がなされていない、不十分である又は改善の見通しが無い場合は、法令違反に係る学校教育法第15条の規定の措置も含め厳しい是正措置を講じていく。**加えて、「新たな評価」の結果については、**データプラットフォームや認証評価機関において公表するのみならず、質保証の責任を担う高等教育機関において、情報公表を進める。**

改善実施状況の
モニタリング・社会への開示
の強化

○ なお、現在の認証評価制度においても「不適合」の判定を受けている高等教育機関は存在し、文部科学省は当該機関の教育研究等の状況について報告又は資料の提出を求め、改善を行った上で再度評価を受審するよう促しているが、「不適合」の状態が継続している高等教育機関があるのも現状である。

現在の認証評価制度において「不適合」の判定を受けていることは、高等教育機関としての運営・教育に関し重大な課題を抱えていることを示すものであるため、**現在の認証評価において「不適合」の状態が継続している高等教育機関に対しても、評価結果の公表や法令上の措置等、「新たな評価」を待たずに文部科学省において厳格な対応を直ちに講じることが必要である。**

国からの是正指導等

「要是正」機関への文部科学省における対応について（案）

認証評価機関から文部科学省に対し評価結果を通知

大学からの報告聴取・文部科学省におけるモニタリング

□ 「要是正」機関に対しての状況について報告・資料の提出を求め、状況・改善計画を確認（学校教育法第109条第7項）

□ 大学から提出された資料やデータ等をもとに書面調査、必要に応じて面接調査や実地調査

✓ 原則、調査結果を大学設置・学校法人審議会に付議し、設置基準等の法令適合性について意見を伺う。

※ 明確にCに該当すると判断できる場合等は付議をせずに対応を進めることとする。

A 法令違反ではないが是正を要する事項が認められる場合

B 法令違反があり、早期の是正が見込まれる場合

C 法令違反があり、特に
✓ 重大な法令違反等即時に是正が必要な場合
✓ 法令違反状態が放置され、是正の見込みがない場合

改善指導・モニタリングの継続

□ 早期に改善を行い、再（追）評価を受審するよう指導

※ 年度を指定して受審するよう指導することを検討

□ 「要是正」状態から脱却するまで毎年度文部科学省におけるモニタリングを実施

指定年度以内に受審しない場合

改善指導への対応状況の公表

□ 再（追）評価の受審を求めているにもかかわらず、正当な理由なく受審しない場合には、その旨を社会に公表することも検討

学校教育法第15条による対応

文部科学大臣が以下の行政処分を行うことを
大学設置・学校法人審議会へ諮問・審議

- 学校教育法第15条第1項に基づく「**勧告**」
- 「勧告」後、なお改善がみられない場合は、同条第2項に基づく「**変更命令**」
- 「変更命令」によっても改善されない場合は、同条第3項に基づく「**廃止命令**」